

第6回都市自治体のコミュニティにおける市民参加と合意形成に関する研究会議事概要

日 時：2016年10月11日（火）10:00～12:00

場 所：日本都市センター会館703会議室

出席者：名和田是彦座長（法政大学）、羽貝正美委員（東京経済大学）、内海麻利委員（駒澤大学）、小嶋文委員（埼玉大学大学院）、藤橋範之委員（長野市）
（事務局：日本都市センター）石川研究室長、池田副室長、杉山研究員、三浦研究員、高野研究員、釘持研究員、三好研究員

議事要旨

現地調査の報告について（豊田市）

現地調査の実施について

前回研究会の補足について

報告書の骨子について

その他

1．現地調査の報告について（豊田市）

（1）地域会議に関するヒアリング報告

- ・地域会議での会議における合意形成・・・会議ルールの制定等を行っていない。会議自体は原則公開、会議録も作成している。
- ・地域会議委員以外の住民との関係・・・意見交換会、地域会議だよりの回覧等で意見集約。
- ・議会、議員との関係・・・制度制定当初は多少の混乱は生じていたが、現在では相互補完的に役割分担されている。
- ・まちづくり、道路交通分野との関係・・・地域会議の委員が特定の分野に関与することはない。
- ・市長からの諮問事項に関する審議・答申事項・・・市の施策で重要と判断したものを地域会議に諮問。主な諮問事項として、市の総合計画の基本構想、公共施設の有効活用について等。
- ・予算配分事業に対する行政の地域会議へのサポート・・・申請書の事前確認、内容のアドバイス、発表資料の作成支援等。
- ・知名度・・・2014年度に実施したアンケートによると、大体知っている8.6%、聞いたことはあるがあまり知らない41%、まったく知らないが45%。
- ・委員の質の確保策・・・委員就任前後に研修を実施。
- ・会議へ永年参加している者への褒賞・・・市表彰条例の要件に照らして勤続年数に加算。
- ・都市内分権発足後10年で見てきた課題・・・アンケートによって地域の課題選定を行うと、防災・防犯・交通安全といった普遍的な問題の順位が高くなり、地域の真の課題にアプローチできているか不透明。わくわく事業では、補助金頼みになってしまう団体が見受けられる。地域自治システムを評

価検証するための仕組みが十分とはいえない。支所（地域自治区事務所）と本庁所管課との意思共有が十分図られていない。

（２）旭地域自治区への調査報告

- ・複数の集落が集まり自治区（町内会に相当）を形成。自治区は旭支所管内に5箇所設置。
- ・まちづくり計画・・・10年計画の「まちづくり構想旭ビジョン」を最上位に、5か年計画、集落ごとの計画の3段構成。
- ・地域予算提案事業を活用したものは、間伐材の売却益を地域通貨として発行する「木の駅プロジェクト」がある。
- ・わくわく事業を活用した事業には、花木の植栽、高齢者の居場所づくりを兼ねた直売所の整備等がある。
- ・諮問事項はここ5年の間ではない。これは、諮問の形にこだわると煩雑な面もあるため。
- ・自治区と地域会議との関係は、自治区によってかなり異なる。課題によって、支所が地域会議に諮るか、自治区の区長に諮るかは、案件ごとに調整している。

（３）質疑応答、意見交換

- ・自治会の年会費は6,000円程とのこと驚いた。他の都市では1,000円程度ではないか。
- ・都市内分権について評価・検証する仕組みが十分であろうか。
- ・地域会議の会議ルールを特に制定していないということは、議事規則を定めているドイツに比べると、参加の仕組みとしてはやや弱い印象がある。
- ・わくわく事業、地域予算提案事業と、地域に下りる予算（助成金）の仕組みの多様化が見て取れる。制度開始から年数が経ち、てこ入れ策として新しい刺激策がでるといふ仮定も考えられる。
- ・市民への周知度は、他市の類似制度と比べると低いものの、よい方ではないだろうか。
- ・「地域の真の課題にアプローチできているか不透明」とのことであるが、どのようなことを懸念しているのか。短期的な課題がどうしても要望に上がり、長期的な視点でみた地域の課題が出てきづらいということ。
- ・地域の自治会や各種団体との調整をする地区コミュニティ会議というものの存在を把握していたが、ヒアリングで言及はあったか。ない。
- ・実働部隊の存在、実態について検討すると良いのでは。

２．現地調査の実施について

候補地（金沢市及び横浜市泉区）及び調査項目について委員からの承認を得た後、調査日程の候補について調整をした。

３．前回研究会の補足について

日本都市センターで過去に実施したアンケート及び都市計画学会に発表した論文について、当研究会に関連ある部分の説明を行った。

(1) 2013年度調査アンケート(地域コミュニティの活性化に関する研究会)

・問26(協議会型住民自治組織の法的性格)、問34(組織のエリアについて)、問35(活動テーマのうち、地区計画・まちづくりへの参加状況)について説明。

(2) 2015年度調査アンケート(都市自治制度研究会)

・平成の合併後の都市内分権をテーマに、地域機関の縮小と地域組織の活動状況の変化を調査。
・地域機関の廃止による減少はあまり見られないが、正規職員数が減少したと回答した自治体が多い。
・地域機関の所掌事務は、削減したという回答もあるものの、それほど進んでいない。
・協議会型住民自治組織は、設置している自治体が増加。活動状況も地縁型住民自治組織より活発化しているという回答が多かった。
・住民自治組織の計画等への関わりについては、都市計画マスタープラン・地域福祉計画・総合計画の地域別計画が多く、関わり方については、策定主体・意見聴取・代表者の参加等様々な形態がある。
・協働提案事業が減少し、指定管理、業務委託が進んでいることから、行政の下請け化が進行しているとも見られる。

(3) 都市計画学会発表論文「自治体における都市内分権の実態と都市計画策定への関与に関する研究
協議会型住民自治組織を中心に」

・本研究では、都市内分権が都市計画分野においてどのように行われているか、地域、住民への権限の分配先としての協議会型住民自治組織について考察する。

・(A)地域協議会、(B)合併市町村のみ設置できる地域協議会、(C)政令指定都市が設置可能な区地域協議会、(D)条例で設置した協議会型住民自治組織の4つに分類し、それぞれにどのような権限を付与しているかを都市自治制度研究会アンケートをもとに調査した。結果、(A)~(C)の協議会を持つ半分以上の自治体では総合計画等各種計画の策定に関する権限を付与しているが、(D)では20%未満であった。

・都市計画マスタープランの地域別計画への住民自治組織の関与状況について調べると、検討組織に参加している自治体が59、約60%の自治体が都市計画の策定に何らかの形で関与していることがわかった。

(4) 説明に対する質疑応答

・2015年度アンケートでの職員の配置についての調査結果は、現場の感覚に近い。
・都市計画マスタープランを住民参加で策定後、それを活かす自治体とそうでない自治体に分かれている印象がある。活用しているところは、ソフトのものも含んで都市の目標像とし、土地利用等にも活用している。そうでないところでは、振興計画や総合計画に力を入れているような印象である。
・総合計画と個別計画との位置づけや活用について、自治体間で温度差がある。総合計画をベースにハードのまちづくりの課題や活用を盛り込む方法もありうると思う。

4. 報告書の骨子について

・各委員が作成した報告書の骨子案についてご説明頂いた後、執筆分担について検討した。

(文責：事務局)